

## 2. 農業生産法人(農地を所有できる法人)の見直し

### 答申内容(抜粋)

- ①「構成員(出資)要件」  
農業関係者以外の出資は、1/4以下⇒1/2未満までに緩和。
- ②「役員等の農業従事要件」  
役員の過半⇒1人以上従事に緩和。

### JAグループ福岡の見解

- これらの要件緩和により、農外企業の参入が加速されることも想定され、法人の意思決定権者が地域に在住しないケースや今後の集落内農地の面的利用や調整に懸念が生じる。